

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
コモロ	食糧援助に関する日本国政府と コモロ連合政府との間の交換公 文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	200,000 千円 -----	2020.8.5 アンタナ ナリボ（マ ダガスカル ）で (同日)	日本側 樋口義広在コモロ 兼轄（マダガスカルにて 兼轄） コモロ側 カービ・エル・ ヤクルツ・モハメド在マ ダガスカル 日本側 樋口義広在コモロ 兼轄（マダガスカルにて 兼轄） コモロ側 カービ・エル・ ヤクルツ・モハメド在マ ダガスカル	2020.8.31 360号
コモロ	コモロ連合政府に対する贈与に 関する日本国政府とコモロ連合 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000 千円 -----	2020.9.4 アンタナ ナリボ（マ ダガスカル ）で (同日)		2020.9.24 406号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。